

---

## 第二回 『市民と国民』

——その現代的意義を考える』(2015年11月14日)

---

### 報告

#### 深澤民司『「市民」と「国民」の歴史と今』

#### 広渡清吾『〈市民と国民〉はどう違うのか、違うことがどのような意味をもつのか』

司会：定刻を過ぎましたので、これから専修大学法学研究所の「学生と市民のための公開講座」『法律学と政治学の最前線』の第二回『市民と国民——その現代的意義を考える』を始めます。司会進行は、第一回に続きまして、私前川が務めます。それでは、法学研究所長の森川幸一先生からご挨拶を頂きます。

森川所長：みなさん、こんにちは。本日はお集まり頂き、有難うございます。法学研究所長の森川です。第一回にお出でになった方もおられるようですから、ごく簡単に公開講座についてご紹介するに留めます。本日いらっしゃる前所長の田口先生の時から、一般の市民の方や学生の皆さんにも開かれたかたちでシンポジウムを行なおうということで、昨年度来、公開市民講座としてこのような企画を実施しております。今回はこのシリーズのパート の第二回です。因みに第一回目は先週『会社と社会』というテーマで萬澤陽子先生と大槻文俊先生にご講演頂きました。また、12月12日には、第三回目『立憲と法治』として憲法学の榎透先生と日本政治思想史の菅原光先生、それぞれの先生にご講演をして頂く予定になっております。

本日は、ドイツ法・比較法社会論がご専門の広渡清吾先生と、フランスの政治思想がご専門の深澤民司先生に、「市民と国民」というテーマでお話を頂き、そのうえで、フロアの皆さんとも意見交換を致したいと思えます。よろしくお願い致します。

司会：私の方からは、この第二回のテーマ『市民と国民』について、一言簡単に前口上を述べることをお許し願います。

この公開講座、「学生と市民のための公開講座」となっております。「市民」という言葉が入っています。昨年度、そのパート を実施するに当たって、某所に広報活動に行きま

した。担当の人が「どこで実施なさるんですか？」と言うので「神田校舎で行ないます」とお答えしたところ、「神田校舎があるのは千代田区ではありませんか？」と聞き返されました（笑）。最初、何を言われているのか、よく分からなかったのですが、その担当の人は「千代田区で実施する以上、「市民のための」ではなく「区民のための」じゃないとおかしい」と言いたかったのでしょうか。それで私は、「いや、その「市民」じゃなくて…」と、この「市民」の意味を説明しようとしたのですが、そこでフト困りました。ここの「市民」とはどういう意味か。即答することが出来なかったのです。

またこういうこともありました。私は法学部の1年生を対象とした「入門ゼミナール」という科目を担当してきましたが、そこで講読した或るテキストに頻繁に「シティズンシップ」とか「シティズンシップ教育」とかいう言葉が出てきました。これがキーワードの1つになっているのですが、それにも関わらずこの「シティズンシップ」について、どこにも定義がされていないのです。そこで自分でこれを定義しようと思ったのですが、これがまたなかなか難しいということに気が付きました。

一方の「国民」という言葉については、逆に、一見イメージはハッキリしているようにも思われます。後に広渡先生の方からお話があるでしょうが、日本国民といえば日本の国籍を持つ者、というふうに一応、法律上は定義できるからです。しかし、おそらく政治学的にみた場合の「国民」の概念は、この法的な規定とは必ずしも一致しないと思われます。この点は深澤先生のご報告に出てくるかと思いますが、「国民」に相当するnationという語は極めて多義的で複雑な歴史的背景をもった言葉でもあります。「市民」と「国民」との関係となると、更に錯綜してきて、同じような意味で使われることもあれば、むしろ対立する意味で使われる場合もある。この重要な2つの概念に関する諸問題を歴史的・垂直的な視点と現在的・水平的な視点、法律学的な視点と政治学的な視点を交叉させることで、考えてみたいというのが、今回の講座の趣旨です。従って、この講座では古くは古代ギリシャの哲人から、現在のシリア難民や過激派のテロ——つい昨日、フランスのパリで、大規模な同時テロが発生し、ISの関与が確実視されています——、更にはSEALDsの活動に至るまで、幅広い話題が出てくることでしょう。

前口上はこれくらいにして、まず深澤先生からご報告を頂くことに致します。では、よろしく申し上げます。